

北海道告示第10902号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

令和4年6月27日

北海道知事 鈴木 直道

農政第101号様式その3を次のように改める。

- 注1 この様式は、農業基盤整備促進事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「区分」欄の定率助成については、補助率を記載すること。また複数市町村に跨がる地区で市町村毎の補助率が異なる場合は、補助率毎に区分欄を追加し経費の配分を記載すること。
- 3 「事業量」欄に記載する事業量の単位は、工種に応じてm又はha（定率助成は少数第2位を四捨五入、定額助成は少数第3位以下切捨て）とすることとし、m又はhaに該当しない内容については附帯工1式と記載すること。
- 4 「工種」欄には、定率助成については農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全を調査・調整費を除く費目毎に記載し、定額助成については田の区画拡大（水路の変更を伴わない）、畑の区画拡大（水路の変更を伴う）、畑の区画拡大（水路の変更を伴う）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設（樹園地以外）、末端畑地かんがい施設（樹園地）、土層改良、更新整備、水田貯留機能向上支援を記載すること。
- 5 「事業実施による効果」欄の面積には、当該地区の受益面積を記載すること。
- 6 「事業実施による効果」欄の施工年度には、当該地区の施工年度を記載すること。
- 7 「事業実施による効果」欄の工期には、当該年度の工事の着手及び完成の予定年月（実績報告の場合は、着手及び完成の年月）を記載すること。
- 8 「事業実施による効果」欄の予定管理者には、当該事業によって造成される施設の予定管理者を記載すること。
- 9 「事業実施による効果」欄の所在地には、当該地区を実施する市町村名を記載すること。
- 10 「事業実施による効果」欄のその他には、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。
- 11 「事業実施による効果」欄の効果は、具体的に記載すること。
なお、実績報告の場合にあっては、効果の記載は要しない。
- 12 補助事業の内容の変更、経費の配分の変更等の承認申請（以下「補助事業変更承認申請」という。）の場合は、変更前の事業量及び事業費を下段に括弧書きで記載すること。
なお、実績報告の場合で、最終の補助事業変更承認申請と事業費が異なる場合には、当該最終補助事業変更承認申請の事業費を下段に括弧書きで記載すること。
- 13 補助金の交付申請の場合には実施設計書、補助事業変更承認申請の場合には変更実施設計書、実績報告の場合には出来高設計書を添付すること。